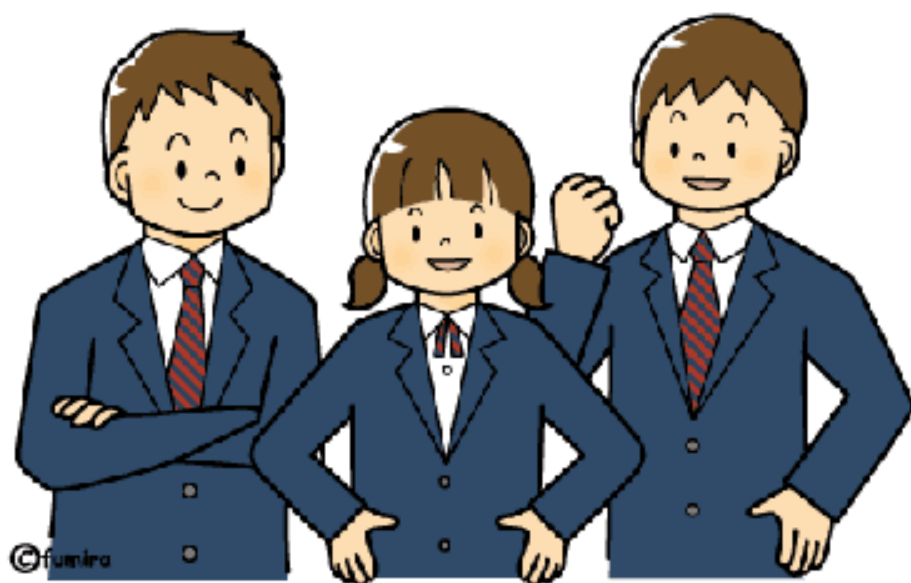


いじめを許さない学校づくりを



能登町立柳田中学校

能登町立柳田中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめのない学校をつくるために、「能登町立柳田中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒等に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、いじめを受けた生徒等が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめの禁止)

本校生徒及び教職員は、いじめを行ってはならない。

本校生徒は及び教職員は、いじめ根絶に向けて取り組む。

本校生徒と教職員は、学校生活全体を通して仲良く助け合い、思いやりのある関係を創造することに努める。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

<重点>

○いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、十分に認識し、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。

○生徒、教職員の人権感覚を高める。

○生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。

※（いじめの定義）に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

○いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

以上の5つのポイントに重点を置いて取組を進める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

ア いじめは人間として絶対に許されないという雰囲気为学校全体に醸成していき、いじめに繋がる様な些細なことでも見逃さないよう組織的に取り組む。

※ 一教員で問題を抱え込むことなく、管理職・生徒指導主事への報告や、同僚への協力を求める意識を持つ。《例：「報告・連絡・相談」カードの活用》

- イ 豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、教育活動全般を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図り、生徒の自己有用感・自己肯定感を高められるように努める。《例：ゲートボール協会との交流、小木中学校との里山里海交流》
- ウ 保護者他、関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う諸活動を支援する。《例：人権集会・挨拶運動・小学校での挨拶運動・意見箱》
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、外部講師による講演会や全校集会等を実施する。《例：地元劇団勘座による公演・人権講演会》
- オ 生徒が自己実現を図れるように、わかる授業づくりに努める。《例：校内授業研究・教員相互の授業公開週間（年３回）・学び合い学習》

② いじめの早期発見のための措置

- ア 小さなサインを見逃さない取組
- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。《例：部活動・昼休み時間の共有等》
 - ・「生活ノート」「部活動日誌」等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
 - ・教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- イ 在籍する生徒・保護者に対する定期的な調査の実施
- ・生徒及び保護者対象の「いじめに関するアンケート」調査……年２回（６月・１１月）
 - ・「Ｑ－Ｕ（楽しい学校生活を送るためのアンケート）」調査……年２回（５月・１２月）
 - ・「生活アンケート」調査……………年３回（７月・１２月・３月）
- ウ 教育相談体制の充実
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
 - ・学級担任による教育相談……………年３回（５月・９月・２月）
 - ・相談者選択制の教育相談……………年１回（１２月）
 - ・スクールカウンセラー、ハートフル相談員等の効果的な活用を図る。
 - ・他機関の紹介と連携

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ア いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、職員の資質向上を図る。
- ・資料「生徒指導部だより」の活用
 - ・いじめ対応アドバイザーによる助言
 - ・特別支援学校を招いての校内研修

④ ＩＣＴ（インターネット等）を通じて行われるいじめへの対応

- 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のＩＣＴ機器を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動を実施する。
- ・学級活動の時間等に、外部講師を招き、ケータイ教室等を開催する。
 - ・保護者を対象に、「非行・被害防止講座」を実施し、いじめ問題に対する理解を深めるとともに、家庭で果たすべき役割等について考える機会とする。

（２）いじめの防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ問題対策チーム」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見、及び、いじめへの対処に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策チーム」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当教諭、養護教諭、部活動統括担当教諭

スクールカウンセラー、ハートフル相談員、いじめ対応アドバイザー（事案により拡大し対応する。）

〈活 動〉

- ア いじめの早期発見に関すること。
- イ いじめの防止に関すること。
- ウ いじめ事案への対応（情報収集・判断）に関すること。
- エ いじめが心身に及ぼす影響，その他，いじめ問題に関する生徒理解を深めること。
- オ いじめ事案への対応等の検証・報告を行い，学校基本方針等の見直しを行うこと。

〈開 催〉

月1回を定例会とし，いじめ事案発生時は緊急開催する。

② いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は，速やかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と，いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた生徒が，安心して教育を受けられるために必要と認められる学習環境を保護者と連携を図りながら整える措置を講ずる。《案：一定期間，別室等において学習を行う》
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように，いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

（３）重大事案への対処

いじめにより，生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を，能登町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
※ 事案内容により，構成員については教育委員会と検討し，校長が任命する。
- ③ 上記の組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については，教育委員会に報告するとともに，いじめを受けた生徒・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（４）学校評価における留意事項

学校評価においては，年度ごとの取組について，生徒，保護者からのアンケート調査，教職員の評価を行い，その結果を公表し，次年度の取組の改善に生かします。

- 学校評価の項目に次の２点を加える。
 - ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

（５）その他

この基本方針は，今後，能登町立柳田中学校「いじめ問題対策チーム」において継続的に点検・見直しをすすめ，学校の状況に応じた適切な改訂を行うものとする。

平成２７年 ４月 １日